

随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	名張市上下水道部庁舎管理業務委託
2. 発注室	名張市上下水道部経営総務室
3. 契約日	令和 5年 4月 1日
4. 契約期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日
5. 契約金額	開庁日(4,370円/日)及び閉庁日(11,800円/日)に委託日数を乗じて得た額に事務手数料(当該金額の8%)の額を加算した金額(税抜別途消費税及び地方消費税)
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。